

2018年4月24日

報道関係者 各位

大和リース株式会社
代表取締役社長 森田俊作

■ パートタイム労働者の働き方改革

商業施設勤務者の待遇改善について

大和ハウスグループの大和リース株式会社(本社：大阪府中央区、社長：森田俊作)は、当社が運営する商業施設のパートタイム労働者（施設管理）について2018年4月より待遇改善を行い、スタッフの呼称を「**SC スマイルプランナー**」と命名。旧制度ではパートタイム労働者について時給制で給与を支給していましたが、新制度では月給制へと変更し、仮に病気で欠勤が生じて月額固定給が下がらない（欠勤控除が無い）体系にしました。また、業務グレード※1に応じたグレード手当や賞与を支給する賃金体系に改定しました。

同時に、当社では有期労働契約が繰り返し更新されて「通算2年」※2を超えたときに、労働者の申し込みにより、期間の定めない労働契約（無期労働契約）に転換できる独自ルールを制定しました。

【旧制度】

社員区分	パートタイム労働者			職員 (正社員)
	週所定20時間未満	週所定20時間以上	週所定30時間以上	
社員区分で決まる 賃金差	30	45	60	100
労働時間	短時間			8時間
給与	時給			月給
賞与	なし			あり



【新制度】2018年4月1日以降

社員区分	SC スマイルプランナー			職員 (正社員)
	週所定20時間未満	週所定20時間以上	週所定30時間以上	
社員区分で決まる 賃金差	↑UP 35	↑UP 55	↑UP 75	100
労働時間	個別の雇用契約による			8時間
給与	月給			
賞与	あり(職務グレードによる)			あり

※1：業務内容によりグレードIからグレードIVの4階級を設定。入社時はグレードIVとする。

※2：改正労働契約法では「通算5年」と定められている。

■待遇改善内容

①時給制から完全月給制へ変更

- ・欠勤が生じても月額固定給は下がらないため、私傷病による欠勤時も安心して療養に専念できる。

②業務グレード（ⅠからⅢ）に応じたグレード手当を支給

- ・グレードⅠは3万円／月、グレードⅡは2万円／月、グレードⅢは1万円／月を支給
- ・グレードⅣは支給なし
- ・所定労働時間が8時間の場合は満額支給し、8時間より短い場合は所定労働時間に応じた金額を支給

③業務グレード（ⅠからⅢ）に応じて、賞与を支給

- ・支給額＝基準内賃金（基本給+グレード手当）×支給率×出勤率
- ・グレードⅣは支給なし

■新呼称「SCスマイルプランナー」について

SCスマイルプランナーとは「商業施設（ショッピングセンター、SC）に来店されるお客様を笑顔（スマイル）にする機会を社員と一丸となり創出（プランナー）する」ことを意味した造語です。

■改定の背景

当社では商業施設勤務者（SCスマイルプランナー）に対するキャリアパス（グレード毎の経験や能力）を明示し、その実績や成果に見合った処遇体系とすることで、労働者の能力伸長や能力発揮のモチベーションを高め、働きがいのある企業づくりに取り組んでいます。また、無期労働契約への転換時期を早めることにより、早期に安定した職場環境を提供することで優秀な人材の確保を目指しています。

当社は2009年、2011年、2014年に厚生労働省認定の次世代マーク「くるみん」を取得しました。また、世界最大級の意識調査機関「Great Place to Work®」が実施した2018年版日本における「働きがいのある会社」ランキングの大規模部門（従業員1,000人以上）において22位に選ばれました。

今後も引き続き、働きがいがあり、働きやすい企業として環境整備を進め、従業員にとって魅力ある職場づくりを行い、お客様に品質の高い商品やサービスの提供に務めてまいります。

●本件に関するお問合せ●

大和リース株式会社 広報宣伝部

tel : 06-6942-8068